

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 健康企画課
委託業務番号	令和6年度 長健企第18号
委託業務名称	健康づくり事業
委託業務場所	長浜市小堀町32番3
業務の概要	「健康ながはま21」に基づいた健康づくりに関する取組み、行政、その他団体が行う保健衛生事業に対する協力等
履行期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
契約年月日	令和6年4月1日
契約額(税込)	1,700,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市小堀町32番地3 [商号又は名称] 長浜市健康推進員協議会 会長 瀧本 登茂子
契約相手方の選定理由	地域における健康づくりを推進するために必要な周囲のサポートや地域ぐるみの活動を行うことができる団体は、長浜市全域に会員をもち、地域の現状を把握している長浜市健康推進員協議会をおいて他にはないため、当該団体に随意契約した。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>